

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise
Chushokigyo-chiba

中小企業ちば

2010
No.541 9

主な内容 [目次]

- p.3 ■トピックス
官公需総合相談センター設置／モデル組合決定
- p.4 ■特集
中小企業政策の基本的考え方と方針を明らかにした「中小企業憲章」を読む！
- p.6 ■視点：コンサルタントの目
少子高齢化と雇用問題
- p.8 ■組合Q&A
組合員の経営力強化のために
- p.10 ■施策
中小企業の官公需施策と官公需適格組合
- p.12 ■ご案内
第174回通常国会で成立した主な法律
- p.14 ■景況
情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向
- p.15 ■お知らせ
平成22年国勢調査／2010.12.5 中小企業組合検定試験



■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から中央会のサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

エネルギー白書(10年版)

平成22年6月15日にエネルギーに関する年次報告書が閣議決定・国会報告された。

同報告は、平成14年に成立したエネルギー政策基本法第11条に基づき、エネルギーの需給に関して講じた施策の概況について、政府が閣議決定の後、国会に報告するものであり、本年が第7回目の報告となる。

◎詳細は、経済産業省HPを参照。

官公需総合相談センターを設置

本会は7月3日、官公需支援の中心的な支援機関であることを内外に明らかにするため、「千葉県中小企業団体中央会 官公需総合相談センター」を新たに設置しました。同センターの行う業務は次のとおりです。

▼官公需に関する情報の収集

官公需に関連する情報を、国・独立行政法人等の地方支部局等の発注機関、官公需施策を実施する行政機関、官公需適格組合をはじめとした中小企業者等から収集

する。

なお、官公需に関連する情報は、主として次のものを言う。

- ①発注情報
- ②発注計画情報
- ③落札情報
- ④入札情報制度及び競争参加資格申請受付情報
- ⑤官公需の受注環境に関する情報
- ⑥官公需適格組合をはじめとした官公需施策に関する情報
- ⑦その他、中小企業者の官公需の受注機会の増大に関する情報

▼官公需に関連する情報の提供等

官公需に関連する情報を、中小企業者又は発注機関等からの求めに応じ提供する。具体的には次の業務を行う。

- ①官公需に関連する情報を、面談、電話、メール等により中小企業者に提供する。
- ②官公需に係わる仕事探し方法や実際の発注情報の有無、入札参加資格の取得等に関し、面談、電話、メール等により中小企業者の相談に応じる。
- ③官公需に関連する情報を、国・独立行政法人等の地方支部局等の発注機関、官公需施策を実施する行政機関等からの求めに応

じ、提供する。

地域組合等活動支援事業

昨今の経済環境は最悪期を脱し

たものの、先行きの不透明感は拭いきれておらず、その対策を早急に打つことが求められています。

しかしながら、南北に長い千葉県においては、その地域ごとに抱えている問題も異なり、それぞれの地域にあった対策も求められています。

そこで本会では、近年、目覚ましく発展している柏・松戸を中心とする「東葛地域」、早くから発展し、歴史を持つ銚子・旭等を中心とする「海匝・銚子地域」、千葉県を代表する観光地である館山や南房総を中心とする「南房総地域」の組合等に対し、本会の指導員等による現地ヒヤリングを行い、問題点があれば解決策を提示するとともに、その地域において緊急度の高い課題については、懇談会を開催するなどして、よりスポット的な検討を行うことを目的に、「地域組合等活動支援事業」を実施しています。

本会の指導員等が個別訪問させ

ていただく際は、ぜひご協力をお願い致します。

関ブロック中央会会長会議

7月15日、神奈川県横浜市のホテルにおいて、関東甲信越静岡ブロック中央会会長会議が開催された。

これは、11月18日に開催される第62回中小企業団体全国大会(奈良県大会)の提出議案について、関東ブロックとしての要望を取りまとめるために開催されたもので、組織、金融、税制、商業、労働、総合(景気・予算等)の6分野について、それぞれ項目別に意見集約が行われた。

今後は10月に予定されている全国中央会の専門部会で、全国の各ブロックから提出された要望をもとに、本大会への最終提出議案が決定される。

モデル組合決定

本会は7月26日、本年度のモデル組合選考委員会を開催した。

モデル組合は、県内の小企業組合(構成員の4分の3以上が小企業者*の組合)のうち、組合運営

等での模範となる組合を指定し、モデル組合が実施する教育情報事業や成果普及事業に対して本会が助成を行うもので、本年度は次の組合が指定された。

▼九十九里町商店街(協) 〓小倉正義理事長、主な事業は、①商品券事業②ポイントカード事業③教育情報事業④福利厚生事業

*小規模事業者〓従業員数20人以下(商業・サービス業は5人以下)

日本版SBIIR制度(中小企業技術革新制度)をご存じですか?

技術開発の成果をビジネスにつなげよう!

中小企業の皆さまが、SBIIRで指定された補助金などを使って技術開発すると、その成果の商業化に様々な支援が受けられます。

◎商業化のためにこんな支援が受けられます。

- ▽低利で融資が受けられます。(設備資金や運転資金の融資を、低利で受けることができます。)
- ▽特許費用が安くなります。(特許を申請する際の審査請求手数料や特許料が軽減されます。)
- ▽信用保証が厚くなります。(銀行から資金を借りる際の債務保証限度額が拡大されます。)

◎詳細は、中小企業庁HPを参照。

中小企業憲章制定

政府は6月18日、意欲ある中小企業が新たな展望を切り拓けるよう、中小企業政策の基本的考え方と方針を明らかにした「中小企業憲章」を閣議決定した。以下、全文を掲載する。

中小企業憲章

平成22年6月18日
閣議決定

中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。常に時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、多くの難局に遭つても、これを乗り越えてきた。戦後復興期には、生活必需品への旺盛な内需を捉えるとともに、輸出で新市場を開拓した。オイルショック時には、省エネを進め、国全体の石油依存度低下にも寄与した。急激な円高に翻弄されても、産地で連携して新分野に挑み、バブル崩壊後もインターネットの活用などで活路を見出した。

我が国は、現在、世界的な不況・環境・エネルギー制約、少子高齢化などによる停滞に直面している。中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気づけ、同時にアジアなどの新興国の成長をも取り込み日本の新しい未

来を切り拓く上で不可欠である。

政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業を持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。これにより、中小企業が光り輝き、もつて、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める。

1. 基本理念

中小企業は、経済やくらしを支え、牽引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、くらしに潤いを与える。意思決定の素早さや行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ。経営者は、企業家精神に溢れ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。中小企業は、経営者と従業員が一体感を発揮し、一人ひとりの努力が目に見える形で成果に結びつき易い場である。

中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。

このように中小企業は、国家の財産ともいべき存在である。一方で、中小企業の多くは、資金や人材などに制約がある

ため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。この中で、大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた。しかし、金融分野に端を発する国際的な市場経済の混乱は、却って大企業の弱さを露

わにし、世界的にもこれまで以上に中小企業への期待が高まっている。国内では、少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している。不安解消の鍵となる医療、福祉、情報通信技術、地球温暖化問題を始めとする環境・エネルギーなどは、市場の成長が期待できる分野でもある。中小企業の力がこれらの分野で発揮され、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらす、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示す。

難局の克服への展開が求められるこのような時代にこそ、これまで以上に意欲を持って努力と創意工夫を重ねることに高い価値を置かなければならない。中小企業は、その大いなる担い手である。

2. 基本原則

中小企業政策に取り組みに当たっては、基本理念を踏まえ、以下の原則に依る。

- 一、経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する
資金、人材、海外展開力などの経営資

源の確保を支援し、中小企業の手持てる力の発揮を促す。その際、経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業に配慮する。中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する。

- 二、起業を増やす
起業は、人々が潜在力と意欲を、組織の枠にとられず発揮することを可能にし、雇用を増やす。起業促進策を抜本的に充実し、日本経済を一段と活性化する。

- 三、創意工夫で、新しい市場を切り拓く
中小企業の持つ多様な力を発揮し、創意工夫で経営革新を行うなど多くの分野で自由に挑戦できるよう、制約の少ない市場を整える。また、中小企業の海外への事業展開を促し、支える政策を充実する。

- 四、公正な市場環境を整える
力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができず、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、市場を公正に保つ努力を不断に払う。

- 五、セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する
中小企業は、経済や社会の変化の影響を受け易いので、金融や共済制度などの面で、セーフティネットを整える。また、再生の途をより利用し易いものとし、再

挑戦を容易にする。

これらの原則に依り、政策を実施するに当たっては、

- ・中小企業が誇りを持って自立することや、地域への貢献を始め社会的課題に取り組むことを高く評価する
- ・家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する

中小企業の声を聴き、どんな問題も中小企業の立場で考え、政策評価につなげる

- ・地域経済団体、取引先企業、民間金融機関、教育・研究機関や産業支援人材などの更なる理解と協力を促す
- ・地方自治体との連携を一層強める
- ・政府一体となって取り組むこととする。

3. 行動指針

政府は、以下の柱に沿って具体的な取組を進める。

- 一、中小企業の立場から経営支援を充実・徹底する

中小企業の技術力向上のため、ものづくり分野を始めとする技術開発、教育・研究機関、他企業などとの共同研究を支援するとともに、競争力の鍵となる企業集積の維持・発展を図る。また、業種間での連携・共同化や知的財産の活用を進め、中小企業の事業能力を強める。経営支援の効果を高めるため、支援人材を育

成・増強し、地域経済団体との連携による支援体制を充実する。

- 二、人材の育成・確保を支援する

中小企業の要諦は人材にある。働く人々が積極的に自己研鑽に取り組めるよう能力開発の機会を確保する。魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する。また、女性、高齢者や障害者を含め働く人々にとって質の高い職場環境を目指す。

- 三、起業・新事業展開のしやすい環境を整える

資金調達を始めとする起業・新分野進出時の障壁を取り除く。また、医療・介護、一次産業関連分野や情報通信技術関連分野など今後の日本を支える成長分野において、中小企業が積極的な事業を展開できるよう制度改革に取り組む。国際的に開かれた先進的な起業環境を目指す。

- 四、海外展開を支援する

中小企業が海外市場の開拓に取り組めるよう、官民が連携した取組を強める。また、支援人材を活用しつつ、海外の市場動向、見本市関連などの情報の提供、販路拡大活動の支援、知的財産権トラブルの解決などの支援を行う。中小企業の国際人材の育成や外国人材の活用のため支援をも進め、中小企業の真の国際化

につなげる。

- 五、公正な市場環境を整える

中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する。また、国及び地方自治体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に努める。

- 六、中小企業向けの金融を円滑化する

不況、災害などから中小企業を守り、また、経営革新や技術開発などを促すための政策金融や、起業、転業、新事業展開などのための資金供給を充実する。金融供与に当たっては、中小企業の知的資産を始め事業力や経営者の資質を重視し、不動産担保や保証人への依存を減らす。そのためにも、中小企業の実態に即した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す。

- 七、地域及び社会に貢献できるような体制を整備する

中小企業が、商店街や地域経済団体と連携して行うものも含め、高齢化・過疎化、環境問題など地域や社会が抱える課題を解決しようとする活動を広く支援する。祭りや、まちおこしなど地域のつながりを強める活動への中小企業の参加を支援する。また、熟練技能や伝統技能の継承を

後押しする。

- 八、中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす

関係省庁の連携は、起業・転業・新事業展開への支援策の有効性を高める。中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。その際、地域経済団体の協力を得つつ、全国の中小企業の声を広く聴き、政策効果の検証に反映する。

(結び)

世界経済は、成長の中心を欧米からアジアなどの新興国に移し、また、情報や金融が短時間のうちに動くという構造的な変化を激しくしている。一方で、我が国では少子高齢化が進む中、これからは、一人ひとりが、力を伸ばし発揮することが、かつてなく重要性を高め、国の死命を制することに。したがって、起業、挑戦意欲、創意工夫の積み重ねが一層活発となるような社会への変革なくしては、この国の将来は危うい。変革の担い手としての中小企業への大いなる期待、そして、中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現に向けての決意を政府として宣言する。

◎詳細は、中小企業庁HPを(参照下さい)。

「インサラン」の目

少子高齢化と雇用問題

現在、わが国では、「少子・高齢化」が急速に進行しつつある。

「少子・高齢化」の進行は生産年齢人口や労働人口の減少により日本経済の成長を抑制し、国際競争力の低下を招くことが指摘されている。

今回「少子・高齢化」の現況を探り、生産年齢人口や労働人口に関連する雇用問題に触れてみたい。

「少子化」の現況

少子化問題に関する事実を確認しておく。

出生数は1972年の第2次ベビーブーム時の約210万人を境に減少し始め、1984(昭和59)年には150万人を割り込み、1991(平成3)年以降は増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向となっている。(図1)

合計特殊出生率(1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定した

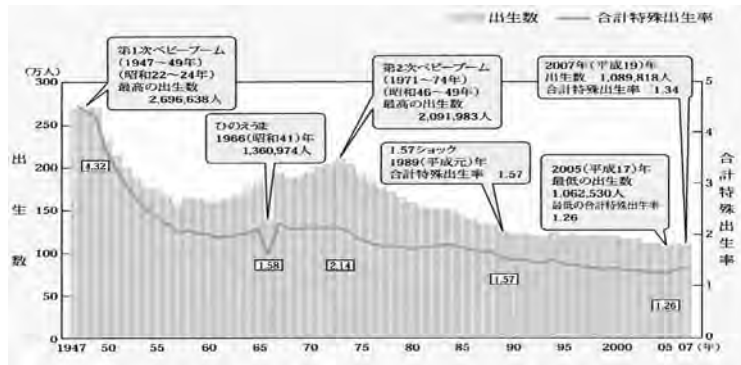


図1 出生数・出生率推移

ときの子ども数)は第1次ベビーブーム期には4.3を超えていたが1990(平成2)年1.58の頃から問題視され「1.57ショック」と言われた。2003(平成15)年には「超少子化国」水準の1.3を下回り、

さらに、2005(平成17)年に過去最低の1.26まで落ち込んだ。(合計特殊出生率が1.3を割った国を、「超少子化国」と呼ぶ)

一時出生数の回復が期待されたが、効果はうすく、日本の人口はこの先60年ぐらい連続で低下することが見込まれる。

出生数の減少は、我が国における年少人口(0~14歳)の減少となり、年少人口の総人口に占める割合は、1950年には35.4%(約3,000万人)と、総人口の3分の1を超えていたが、その後1960年代後半には、総人口の約4分の1となった。その後、若干増加したが、1980年代後半から再び減少し、1997(平成9)年には、老年人口(65歳以上)よりも少なくなった。2008(平成20)年の年少人口は1,717万6千人、総人口に占める割合は13.5%となった。(図2) さらに、2039(平成51)年に1,000万人を割り、2055

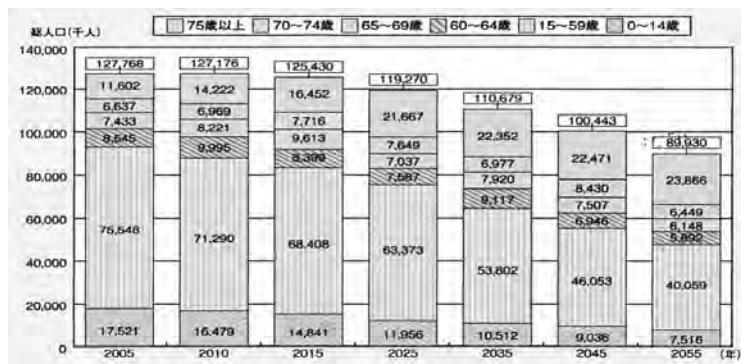


図2 年齢別将来人口推移

(平成67)年には752万人と、現在の半分以下になると推計される。

「高齢化」の現況

次に高齢化問題であるが、2009(平成21)年10月1日現在、

視 点

65歳以上の高齢者人口は、過去最高の2,901万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)も22.7%(前年22.1%)となった。一方総人口は、1億2,751万人で、前年に比べて約18万人の減少となった。

65歳以上の高齢者人口は、1950(昭和25)年には総人口の5%に満たなかったが、1970(45)年に7%を超え(国連の報告書において「高齢化社会」と定義された水準)、さらに、平成6(1994)年にはその倍化水準である14%を超えた(「高齢社会」と称す)。そして、現在22%を超え、5人に1人が高齢者、10人に1人が75歳以上人口という「本格的な高齢社会」となっている。(図2)

将来推計で見ると、我が国の総人口は、今後、長期の人口減少過程に入り、2025(平成37)年に人口1億2,000万人を下回り、2046(58)年には1億人を割って9,938万人となり、2055(67)年には8,993万人になると推計される。

高齢者人口は増加を続け、2042(54)年に3,863万人でピークを迎え、その後は減少に

転じると推計されている。

総人口が減少するなかで高齢者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、2013(平成25)年には25.2%で4人に1人となり、2035(47)年に33.7%で3人に1人となる。2042(54)年以降は高齢者人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、2055(67)年には40.5%に達して、国民の2.5人に1人が65歳以上の高齢者になると推計される。

平均寿命は、2008(平成20)年現在、男性79.29年、女性86.67年(67)年には、男性83.67年、女性90.34年となると見込まれる。

人口構造と生産年齢人口の変化

「少子化」「高齢化」の現況でみたように、平成20年の年少人口は1,717万6千人、総人口に占める割合は13.5%となり、これに対して生産年齢人口(15~64歳)は8,230万人(対総人口比64.5%)、老年人口は2,821万6千人(同22.1%)となっている。

生産年齢人口は、2009年の8,164万人から減少し続け、2055年には4,595万人とな

る。総人口に占める割合は、2009年の64.1%から低下し続け、2021(平成33)年には60%を下回り、2055年には51.1%となる。

年少人口と生産年齢人口の減少が続くため、老年人口割合は相対的に上昇し続けることとなる。

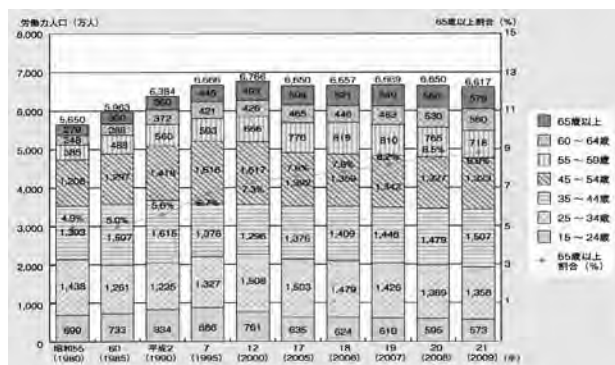


図3 労働力人口推移

2009(平成21)年の労働力人口は6,617万人で、前年と比べて、33万人の減少となった。65歳以上は579万人(8.8%)となり、労働力人口総数に占める65歳以上の比率は、1980(昭和55)年の4.9%から上昇を続けている。

2017(平成29)年の労働力人口は6,217万人が見込まれ、2006(18)年に比べ440万人減少し、労働力人口総数に占める65歳以上の比率も10.6%となることが見込まれている。(図3)

高齢者雇用は必須

生産年齢人口が減少することに伴い、労働力人口は高齢化しながら減少し、日本経済に多大の影響を及ぼす可能性があり、若者、女性、高齢者、障害者などの働く意欲と能力を持つすべての人の、労働市場への参加を実現するための仕組みづくりを強力に進める必要がある。

特に高齢者雇用に関して、高齢者の高い就業意欲と持てる技能、技術、ノウハウ等を有効活用し、高齢者の生き甲斐・自己実現と健康増進を実現し、豊かな高齢期を送り、現役世代や企業の社会的負担の緩和につながるような仕組みづくりを企業、高齢者、行政等が一体となって真剣に推進する必要がある。

(資料)平成21年版少子化社会白書、平成22年版高齢社会白書他
(中小企業診断士 布施光義)

組合Q&A

組合員の経営力強化のために

Q 個々の企業の経営力強化が組合の課題になっています。そこで、組合が組合員企業にとって切磋琢磨の集まりとして機能するためにも、組合を最大限に活用しつつ、個々の会社経営を個別に応援できるように支援策等はありませんか。

A 本会では、会員組合や(株)商工組合中央金庫等の関係団体からの専門家派遣の要請に応える後方支援や、中小企業者等から直接寄せられた相談に対応し、経営課題の解決のための支援を行う「中小企業応援センター事業」(以下、「応援センター事業」と言う。)を実施しております。

応援センター事業については、本誌6月号の「ご案内」のコーナーでも、事業の概要説明と概念図を掲載しておりますが、本事業は、組合が個々の組合員企業の経営力強化を図る上で、是非賢く活用いただきたい施策の一つです。そこで今号では、組合構成員企業の経営力向上のためのツールとして、

応援センター事業の事業内容や活用方法等についてご案内します。

まず、千葉県における応援センター事業は、(財)千葉県産業振興センターを代表法人とするコンソーシアム(共同事業体)として、本会を含む8団体で『ちばネットワーク』を組織しており、連携・協力しております。具体的な事業内容としては、

①窓口相談の設置

専門のコーディネーターを設置し、窓口相談を行い、経営課題を把握した上で各種支援につなげる。

②専門家派遣

中小企業からのご相談や組合等からの要請に応じて中小企業の抱える経営課題の解決に最適な専門家を派遣する。

③セミナー等の開催

経営革新セミナー等を開催し、経営力向上に有益な情報の提供等を行うとともに、従来の経営に対する問題意識の発露、課題解決のためのきっかけを促す。

これらの3本柱の事業により、主に次の課題解決の支援を実施しております。(すべて無料です。)

(1)新事業展開

①経営革新計画の法認定を受け

たい②地域資源活用・農商工等連携事業に取り組みたい③新連携により新分野への進出を図りたい

(2)創業

①ビジネスモデル作成についてアドバイスを受けたい②創業に必要な手続きについて知りたい

(3)事業承継

①後継者が見当たらない②事業承継までのプロセスについて知りたい

(4)ものづくり支援

①ものづくり人材の育成・技術継承を図りたい②特定研究開発等計画の作成についてアドバイスを受けたい

(5)新たな経営手法への取り組み

①ITを活用して経営管理の効率化を図りたい②WEB通販などITを活用した販売ルート開拓を図りたい

組合がコーディネーターとして組合員の経営力強化を鼓舞

組合で、「経営革新セミナー」をコーディネーターとしてはいかがでしょうか。組合員企業にとつて必ずや経営力向上につながるシーズを探るためのきっかけになるはず。

「経営革新セミナー」の開催については、応援センター事業がご活用いただけます。また、セミナー実施後に、相談ニーズのある企業については、本会が個別にアプローチし、相談内容が、本事業の支援スキームに合致するものであれば、別途専門家を派遣するなど、更なる支援につなげていくことが可能です。

経営革新計画とは

前述のように、経営革新セミナーは、企業が「従来のやり方」で継続するだけでなく、新たな取り組みを発想するためのきっかけを探る機会になるはずです。

また、セミナーの中で必ず出てくるキーワードの一つに「経営革新計画」というものがあります。

「経営革新計画」とは、「中小企業新事業活動促進法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年のビジネスプランのことで、計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例、課税の特例等の支援措置の対象と

なります。

経営革新計画の承認件数は、平成21年11月末現在、全国で3万9009件となっています。また、その中で中小企業組合の承認件数は179件となっております。僅かとはいえ、組合でも経営革新に取り組んでいます。(平成22年1月末日現在)

ちなみに、全国の中小企業者数が約430万であることを考えると、経営革新に取り組む企業の数、全体のほんの一握りでしかありません。したがって、経営革新計画の承認を受けることは、新たに取り組もうとしている事業計画がしっかりとしているものである、という県知事からの「お墨付き(＝頑張っている企業、前向きな企業)」を得ることに他ならないのです。

経営革新の承認を得ることは、金融機関や取引先、従業員、メディア、支援機関等、あらゆるステークホルダーとの信頼を深めるチャンスとも言えるでしょう。(取引先や従業員、金融機関にも理解していただける計画にしておくことが大切です。)

また、経営革新計画を策定することは、計画作成過程で今までの

経営の見直しができ、将来の方向が具体的に数値化されることで、経営者として、何を、いつ、どのように取り組んでいけばよいか、可視化できるようになります。

経営革新の承認を得ず、公的支援策を活用できない大多数の中小企業者のカテゴリーから、経営革新の承認を得て、公的支援策を賢く活用する「ほんの一握りの中小企業者」である新境地のステージへ、ぜひ一緒に進みましょう。

経営革新の承認を受けられた社長さんの声

▼以前は黒字であればという漫然とした空気に支配されていましたが、各種目標値を掲げたことで、細部に亘って見直すという姿勢が社内に行きわたる、大型・超大型機械内製用加工機械の新設増設にも思い切って取り組むことができました。

折しも昨秋より、解体工事は急減し解体機械需要も半減の状態となっていました。

当社でも従来の中・小型機械は3分の1程しか売れなくなっていました。また、大型、超大型は230%超の出荷と、まさに今、屋台骨を支えてくれています。

経営革新は中小企業に革新と一緒に運とツキをも運んでくれる素晴らしい制度です。

(建設機械製造業)

▼外部からの利益獲得が至難のわざである昨今、コストダウンのため当工場を整備改善する必要があります。その第1段階として老朽化が進み能力、精度が低下、生産性が悪い段ボール用打抜機を刷新しました。その結果、品質面においては、ますます進む高品質化、多様化要求、ケースの大型化などの得意先の要求を満たすことができ、生産性では運転速度が平成19年度より約2倍となりました。さらに、キズ、破れ、割れによるロスも減少しコストダウンにつながりました。また、機械の能力的には生産余力を残しているため、新規拡張への大きな力に繋がっています。当社の経営革新は今回で4回目になりますが、中小企業が合理化を進める上で、なくてはならない素晴らしい制度です。

(パルプ・紙・紙加工品製造業)

▼新ラインの設置により製品の増産と人員の効率配置ができるようになり、皆が品質の向上を確認できる状態になりました。それと

ともに「経営革新計画」で明確化した目標に向かって取り組み、社内意識が変わりました。これも中小企業団体中央会様はじめ関係各位のご指導でタイムリーな申請が出来た結果と、感謝しております。(冷凍調理食品製造業)

※経営革新事例集「チャレンジ企業ちば」から抜粋(本会支援企業)

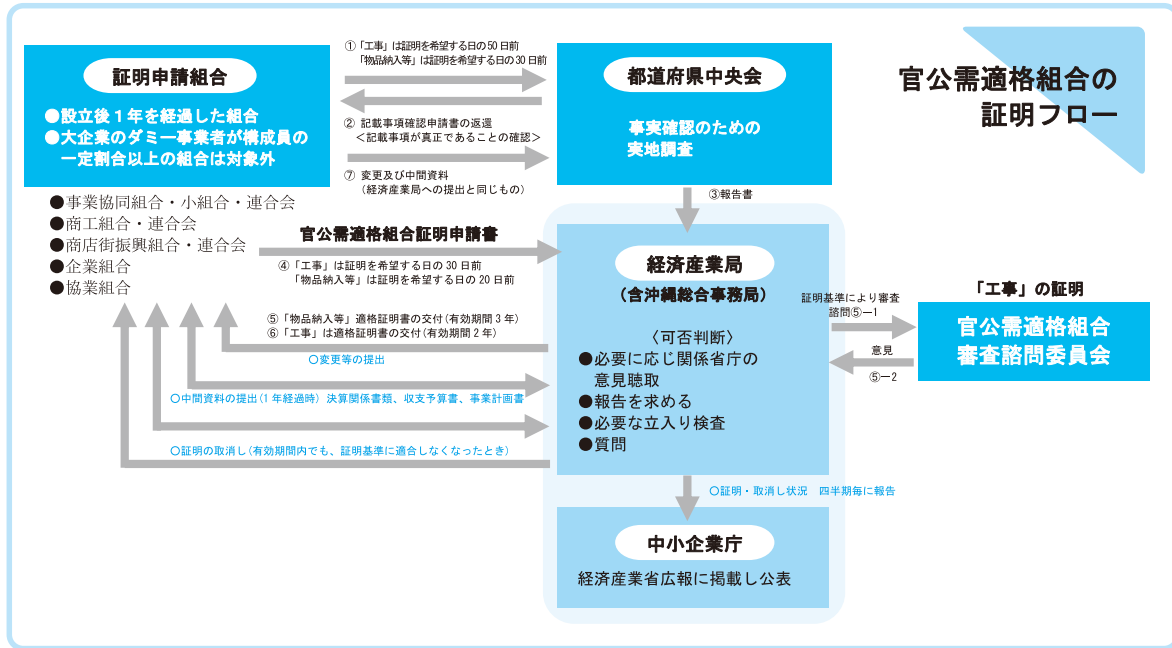
A.

本会の支援事業とは異なりますが、経営支援策として無料法律相談会(完全予約制)をご紹介します。

千葉県弁護士会では、9月16日(木)午後2時～午後4時まで、企業に係わる法律相談会を無料で開催します。会場は千葉県弁護士会館(千葉市中央区中央4丁目13の12)で1回30分程度です。

◎相談(労使関係)? 退職金・賃金・解雇など、契約相談? 契約書・内容・有効性など、不動産問題? 家賃・保証金・土地利用など、債権回収? 売掛・貸付・請負代金など、事業承継? 遺言・株式・M&Aなど、クレーム? トラブル? は予約制ですので、申し込み、お問合せは、千葉県弁護士会まで

TEL 043・227・8431



官公需適格組合の活用

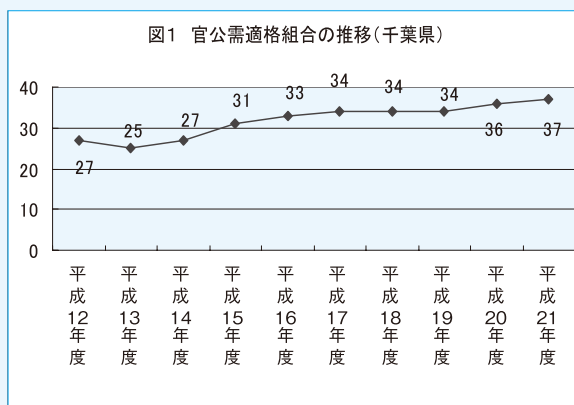
官公需法第3条において、「国等は、…国等が対価の支払をすべきものを締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大を図るように努めなければならない。この場合においては、組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。」と定めています。

また、中小企業者に関する国等の契約の方針においては、「国等は、中小企業庁が証明した官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする。」と定めており、さらに、競争参加資格審査における「総合点数の算定特例の活用」、官公需適格組合の国等の機関における受注実績の公表等を行うこととしているほか、「国は、地方公共団体に対する官公需適格組合制度の一層の周知に努める」ことも盛り込まれています。

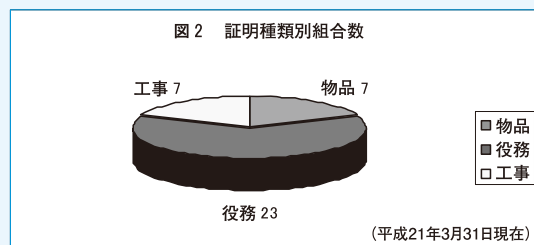
また、事業協同組合をはじめとする各種の組合は法律の手続きを経て国や都道府県が認可した法人であり、民主的かつ公平な運営が制度上確保されています。

さらに、一定の場合には、認可行政庁である国や都道府県が指導監督できるなど信頼性の高い法人であることも、組合を積極的に活用すべきであるとする大きな理由となっています。

以下に千葉県内における官公需適格組合の推移について記載しています。



(図1)にあるように、官公需適格組合が千葉県内に37組合(平成22年3月31日現在)あり、増加傾向にあります。



(図2)にあるように、証明種類別では、物品関係が7組合、役務関係が23組合、工事関係が7組合となっています。

物品関係 (7組合) 書籍、印刷、石油他
 役務関係 (23組合) 測量、建物サービス
 水道サービス他工事関係 (7組合) 土木、造園、電気他

◎官公需適格組合制度等、官公需に関するお問合せは、「千葉県中小企業団体中央会 官公需総合相談センター(担当:海老根 TEL:043-306-3284)」まで。

中小企業の官公需施策と

官公需適格組合

本誌8月号の「トピックス」で「中小企業者に対する国等の契約の方針」、今号の「トピックス」では「官公需総合相談センター」についてご案内しましたが、ここであらためて「官公需適格組合制度」についてご案内したいと思います。

中小企業者への官公需発注を！！

中小企業者に対する官公需施策を推進することを目的に「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（官公需法）が制定されています。官公需法では、中小企業者に官公需の受注機会をできるだけ多く与えるために国が講ずべき措置等について、次のように具体的に定めています。（一部省略）

- 1 国等は物件の買入れ等の契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大を図るように努めなければならないこと。また、この場合において契約の相手方として組合を活用するように配慮しなければならないこと。（第3条）
- 2 受注機会増大の努力の方向とそれを裏づける措置を明らかにするために、国は、中小企業者向け契約目標額と受注機会の増大のための具体的な措置等を定めた「中小企業者に関する国等の契約の方針」を毎年閣議決定し、公表すること。（第4条）
- 3 契約の方針の実効を確保するための措置として、各省各庁の長等が毎年度終了後、国等の契約実績の概要を経済産業大臣に通知すること。（第5条）
- 4 経済産業大臣及び中小企業者の行う事業を所管する大臣は、当該事業を行う者を相手方とする国等の契約に関し、各省各庁の長等に対し必要な措置を講ずるよう要請できること。（第6条）
- 5 地方公共団体は、国の施策に準じて中小企業者の受注機会の確保を図るための施策を講ずるよう努めなければならないこと。（第7条）

などです。

国はこの法律と「**中小企業者に関する国等の契約の方針**」に基づいて、各府省、公庫等ごとの契約目標の公表、個別発注情報の提供と説明、発注部局における「相談窓口」の設置、官公需情報ポータルサイトによる情報の一括提供、「官公需総合相談センターの設置」、分離・分割発注の推進、適切な納期・工期の設定、銘柄指定の廃止、中小企業官公需特定品目等に係る受注機会の増大、官公需適格組合等の活用、同一資格等級区分内の者による競争の確保、調達手続の簡素・合理化、技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大、地域の中小企業者等の積極活用、中小企業者の適切な評価、中小建設業者に対する配慮、新規開業中小企業者の参入への配慮、適切な予定価格の作成、低入札価格調査制度の適切な活用等各種の措置を講ずるとともに、地方公共団体に対しても中小企業者の受注機会の増大のための措置を講ずることを要請しています。

また、千葉県においても「**中小企業者に対する県の官公需契約の方針**」を定め、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じています。

官公需適格組合とは

「官公需適格組合制度」は、官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は、十分に責任を持って履行できる経営基盤が整備されている組合であることを中小企業庁（経済産業局及び沖縄総合事務局）が証明する制度です。この証明を受けている組合は、中小企業者が組合員である事業協同組合、企業組合、協業組合等で、以下の基準を満たしています。

■物品・役務関係組合の証明基準	■工事関係組合の証明基準
イ. 組合の共同事業が組合員の協調裡に円滑に行われていること ロ. 官公需の受注について熱心な指導者がいること ハ. 常勤役員が2名以上いること ニ. 共同受注担当役員及び共同受注委員会が設置されていること ホ. 共同受注した案件に関し役員と担当組合員が連帯して責任を負うこと ヘ. 検査員を置くなど検査体制が確立されていること ト. 組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入があること	左記の基準に加えて、さらに以下の事項を満たすこととなっています。 チ. 共同受注事業を1年以上行っており相当程度の受注実績があること リ. 工事1件の請負代金の額が1,500万円（電気、管工事等は500万円）以上のものを受注しようとする組合は、常勤役員が1名以上、常勤職員が2名以上おり、その役職員のうち2名以上は受注しようとする工場の技術者であること ス. 総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が現場ごとに設置され、工事全体が契約通りに施工される体制が整備されていること

◎国民年金法等の一部を改正する法律（平成22年法律第27号）

公的年金制度に基づく障害年金の受給権者について結婚や子の出生等による生活状況の変化に応じたきめ細やかな対応を図る観点から、障害基礎年金、障害厚生年金等の額の加算に係る子及び配偶者の範囲を拡大し、障害者の所得保障の一層の充実を図ったもの。

◎厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年法律第28号）

日本年金機構が発足したこと等に伴い、厚生年金保険の給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律その他の法律の規定の整理を行ったもの。

◎大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成22年法律第31号）

事業者及び地方公共団体による公害防止対策の効果的な実施を図るため、ばい煙量等及び排水等の汚染状態の測定結果の記録義務の違反に対して罰則を設けるとともに、ばい煙の排出の抑制及び汚水又は廃液による水質の汚濁の防止のための必要な措置等の実施に関する事業者の責務を定めるもの。

◎金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成22年法律第32号）

今次の金融危機を受けた国際的な議論や我が国の実情を踏まえつつ、金融システムの強化及び投資家等の保護を図るため、店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け、金融商品取引業者のグループ規制の強化等の措置を講じたもの。

◎エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）

内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境の変化に伴い、重要性が増大しているエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業を促進するため、当該事業の実施に必要な資金の調達円滑化及びエネルギー環境適合製品の需要の開拓を図るための措置を講ずるもの。（低炭素投資促進法）

◎口蹄疫対策特別措置法（平成22年法律第44号）

平成22年4月以降に発生が確認された口蹄疫に起因する事態に対処するため、口蹄疫のまん延を防止するとともに、口蹄疫に対処するために要する費用の国の負担、生産者の経営や生活の再建支援等の特別措置を講じたもの。

（成立した主な法律）

No.	法律名（法律番号）	提出日	成立日	公布日	施行日
1	雇用保険法の一部を改正する法律(H22-2)	H22.1.18	H22.1.28	H22.2.3	H22.2.3
2	所得税法等の一部を改正する法律(H22-6)	H22.2.5	H22.3.24	H22.3.31	H22.4.1
3	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(H22-8)	H22.2.5	H22.3.24	H22.3.31	H22.4.1
4	株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律(H22-14)	H22.2.9	H22.3.31	H22.3.31	H22.3.31
5	雇用保険法等の一部を改正する法律(H22-15)	H22.1.29	H22.3.31	H22.3.31	H22.4.1
6	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(H22-18)	H22.1.29	H22.3.31	H22.3.31	H22.4.1
7	平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(H22-19)	H22.1.29	H22.3.26	H22.3.31	H22.4.1
8	小規模企業共済法の一部を改正する法律(H22-24)	H22.3.11	H22.4.14	H22.4.21	H23.1.1
9	中小企業倒産防止法の一部を改正する法律(H22-25)	H22.3.11	H22.4.14	H22.4.21	公布日から1年6月以内 (一部はH22.7.1)
10	国民年金法等の一部を改正する法律(H22-27)	H22.4.9	H22.4.21	H22.4.28	H23.4.1
11	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律(H22-28)	H22.4.9	H22.4.21	H22.4.28	H22.4.28
12	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(H22-31)	H22.3.2	H22.4.28	H22.5.10	公布日から1年以内 (一部は公布日から3月以内)
13	金融商品取引法等の一部を改正する法律(H22-32)	H22.3.9	H22.5.12	H22.5.19	公布日から1年以内
14	エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(H22-38)	H22.2.12	H22.5.21	H22.5.28	公布日から6月以内
15	口蹄疫対策特別措置法(H22-44)	H22.5.26	H22.5.28	H22.6.4	H22.6.4

第 174 回通常国会で成立した主な法律

民主党が与党となってからはじめての通常国会である「第 174 回通常国会」は、平成 22 年 1 月 18 日に召集され、6 月 16 日に閉会した。同国会では、117 件の法律案が提出され、45 件が成立した。同国会で成立した主な法律及びその概要は次のとおり。

◎雇用保険法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 2 号）

現下の厳しい雇用失業情勢の下、雇用保険制度の当面の安定的運営を確保することを目的として、当初の国庫の負担に加え、求職者給付及び雇用継続給付に要する費用の一部に充てるため、三千五百億円を負担することとしたもの。

◎所得税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 6 号）

支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、年齢十六歳未満の扶養親族に対する扶養控除及び特定扶養親族のうち年齢十六歳以上十九歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止、たばこ税の税率の引き上げ、所得税の寄付金控除の適用下限額の引下げ並びに揮発油税等及び自動車重量税に係る十年間の暫定税率の廃止等の見直しを行うとともに、非課税口座内の小額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設、資本に係る取引等に係る税制の整備、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止、外国子会社合算税制の見直し、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充並びに所得税、法人税及び相続税等の脱税犯に係る懲役刑の上限の引上げ等の罰則の見直しを行うほか、情報基盤強化税制の廃止及び小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の対象縮減等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて中小企業投資促進税制等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体としたもの。

◎租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成 22 年法律第 8 号）

租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的としたもの。

◎株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 14 号）

地球温暖化をはじめとした地球環境問題の解決に向け我が国として貢献するため、株式会社日本政策金融公庫が民間金融を補完することを旨としつつ、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融機能を担うことができるように措置を講じたもの。

◎雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 15 号）

現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図るために被保険者の要件の見直し等所要の措置を講じたもの。

◎公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、公立高等学校について授業料を徴収しないこととするとともに、公立高等学校以外の高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができるようにしたもの。

◎平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成 22 年法律第 19 号）

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成二十二年度において、子どもを養育している者すべてに対し、子ども一人につき月額一万三千円の子どもの手当を支給することとしたもの。

◎小規模企業共済法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 24 号）

最近における個人たる事業者の実態を踏まえ、小規模企業共済制度の充実を図るため、小規模企業者の範囲を拡大する措置を講じたもの。

◎中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 25 号）

中小企業の連鎖倒産を防止するためのセーフティネット機能の強化等を図るため、中小企業倒産防止共済制度の共済金の貸付けを行う事由を拡大するとともに、共済金の貸付限度額の改正を迅速に行うために貸付限度額等を政令事項に改める等の措置を講じたもの。

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

7月

豆腐製造 **【県下全域】**

全国的には景況は好転しつつあるという声も聞かれるが、当組合としては、まだ変わらない。

めん類製造 **【県下全域】**

ご当地麺が再び注目を集めている。ジャンルを考えると幅が広いのだが、当組合でも「ご当地ラーメン」をテーマに研修会を予定。

牛乳小売 **【県下全域】**

景気回復の糸口見えないまま厳しい状況が続く。業界の動きとして、雪印乳業が茨城県の阿見東部工業団地に11ヘクタールを取得。

シャツ製造 **【千葉県・東京都】**

昨年の7月と比べるとかなり悪くなっている。店頭在庫は少ないが物を生産していないがため。

製材 **【県下全域】**

個人消費の低迷等の影響により、木材業界は相変わらず厳しい状況が続いている。

印刷 **【県下全域】**

7月の売上高は6月と比較して各社増減まちまちのようだが、総体的には引き続きマイナス。

生コン製造 **【県下全域】**

マンシヨン、流通設備が少しずつ具体的に動きました。未だ本格的ではないが、少しずつ先が見えてきた感がある。

新TIS改正に伴い、品質管理の徹底、需要の減少もあり、経営上厳しい面もあるが、合理化対策等を行い、維持している。

電機鍍金業 **【県下全域】**

景況は依然として、一進一退。

鉄工業 **【千葉】**

組合員企業各社の業況に特段の変化は見られないが、現状はリーマンショック以前の水準対比で6〜7割程度の稼働に止まっており、さらなる回復に期待を寄せている。

機械部品製造 **【野田】**

一部を除き、操業度が急に下がり、深刻な状況に逆戻りの状況。回復傾向が、逆戻りの状況。

機械部品製造 **【流山】**

厳しい状況のなか上向きになってきていると思われるが、決して好調とは言えない状況。業界の動きについては、一段と強い円高傾向になり、為替での影響がある。

採石業 **【県下全域】**

京浜3港のハブ化を目指す一つである横浜港南本牧コンテナ埠頭増

設工事や東京都の最終処分場造成工事に期待をかけている。

総合卸売 **【千葉県・東京都】**

猛暑の影響から、洗剤、制汗剤、防虫・殺虫剤の出荷が例年に比べ増加。飲料関係も出荷増加しているが、量的には低価格の第3のピールのウエイトが高い。売上は、対前年同期比で若干増加。

自動車解体業 **【県内全域】**

入荷はまあまあ。スクラップインセンティブ、減税効果があり、新車販売が順調により、素材価格は円高の影響もあり低迷模様。

小売 **【柏】**

梅雨明けとともに、暑い日が続き、軽衣料品が売れているが、消費者の購買意欲は依然低く、高額商品は売れていない。

電気機器小売 **【県下全域】**

地デジ化、梅雨明け後の猛暑の影響で前年比2倍以上の売上を確保している模様。アナログ停波1年前キャンペーンを千葉駅前で総務省始め関係機関、千葉県電機商業組合で盛大に実施した。

青果小売 **【千葉市】**

雨が降らずイベント等も予定通り行われ、売上をやや押し上げた。

小売 **【大網白里町】**

一進一退。業種としては飲食苦戦が続いている。生鮮産品は不調。

中古車仕入・販売 **【県下全域】**

直販、天候不順が直撃。政治経済の両面でユーザーが好ましい明るさや強気な購買に転じるきっかけがつかみにくいばかりか全面的に揺れ動き、マイナスモードに。

小売 **【東金】**

暑い日が続き7月に入り夏物売上が増加した。食品関係は、価格の低下による競合店とのセーリングに。来店客は居るのに購買行動が減退している感がある。

小売 **【野田】**

夏休みに入り、子供連れの来店ファミリーが増加した。猛暑の影響か、今年は特に丑の日の鰻の売上が好調だった。

農業機械販売整備 **【県下全域】**

民主党の農政が戸別補償制度のみに集約され、87項目の仕分けのマイナス影響が農家の生産意欲の減退となり、野菜は卸値で40%UP。小売値で前年比30%UPにもかわらず、農機の新規需要は停滞し、特に新品農機の需要は会員の総売り上げの中で、ついに60%を切るに至っている。

小売・サービス **【柏】**

ポータス月だから良いということも全くなくなった。麗澤大学の学生とのコラボ事業立ち上げるべく第1回の勉強会を実施。コラボチーム名をつけて夏休み明けから本格的な事業計画を決めていく予定。

一般廃棄物処理 **【県下全域】**

前月の景況がかなり落込んでいたこともあるが、今月はとても良い結果に。前年同月比で若干好転。

土木建築サービス業 **【県下全域】**

厳しい現状に変化なし。業界の動きとして、わずかではあるが新しい事業の受注見込が予想される。

ソフトウェア業 **【県下全域】**

依然、厳しい状況だが、一部の組合員はわずかに明るさを感じられるようになってきている模様。

建設業 **【県下全域】**

市町村と国からの受注は大幅に増えたものの、入札価格については80%前後とかなりうじて利益が出るかというところ。

貨物運送 **【野田】**

7月に入り気温が上昇したお陰で様々な商品の動きが活発化。

輸出入業 **【県下全域】**

売上は、前月比・前年同月比とも上昇し、本年度に入り売上は少しずつ回復している。

お知らせ

平成22年国勢調査が実施されます

9月23日から調査員が全世帯を訪問して調査票を配布します。

平成22年国勢調査は、本格的な人口減少社会となつて最初の調査になります。日本の未来を考えるために欠くことのできない統計情報を提供するものとして、国及び地域レベルでの人口・世帯に関する最新の事態を様々な角度から描き出し、その結果を統計として提供するものです。

経済活力の維持、地域の社会機能の維持、若年層の雇用の安定化など、人口減少が進む中で直面する重要課題に対処する施策の策定・推進の基盤となる情報として活用されるとともに、国民や企業等が国・地域の現状や課題について適切に理解し分析することができるよう広く一般の利用に供されます。

記入いただいた調査票は、10月7日までに、封筒に入れて封をした上で調査員に渡していただくか、市区町村に郵送で御提出ください。調査についてのお問い合わせは、

「国勢調査コールセンター」

0570・01・2010「ま

で(9月11日から10月31日。午前

8時から午後9時まで)。

PHS・一部のIP電話の場合

03・6738・6677

総務省・千葉県・市区町村

◎詳細は千葉県統計課

TEL043・2303・2224



中小企業組合検定試験

中小企業組合検定試験は、全国中央会が中小企業庁の後援を得て、毎年12月(第一日曜日)に、組合における職務の遂行等に必要知識に関する試験を行い、合格者の中から一定の実務経験を有する者に対し「中小企業組合士」の称号を与えるものです。

※平成22年6月1日現在、全国で3219名が登録されております。

【試験日】平成22年12月5日

【受験料】5000円

*一部科目免除者は3000円

【試験科目】「組合制度」「組合運営」

「組合会計」の3科目

なお、本会では、検定試験受験

対策を兼ねた「中小企業組合士養成講習会」を開催します。(9月22

日)全6日間。参加申込み受付中)

◎検定試験及び講習会についての

お問合せは、本会経営支援部まで

TEL043・3006・3202

TEL043・3006・3202

東京湾アクアライン効果活用企業認定制度

活用企業認定制度

千葉県では、アクアラインの料金引き下げを契機として新たなチャレンジを行う事業者を応援することにより、本県の産業振興に資することを目的として、「東京湾アクアライン効果活用企業」認定制度を昨年より実施しています。

認定を受けた企業には、知事のメッセージを添えた認定証が交付される他、認定を受けた者のうち、新規性の高い事業又は特に効果が見込まれる事業を行うとする事業者については、県が情報発信しPRします。また、認定を受けた事業者は、(株)商工組合中央金庫の「千葉県アクアライン効果活用企業ローン」の申請をすることができ

◎本制度に関するお問合せは本会

経営支援部まで

TEL043・3006・3202

ニッポンの今を知り、未来をつくるための調査です。

10月1日は、国勢調査。

October 1 is the Population Census Day.

日本に住むすべての人・世帯を対象にした国勢調査。調査の結果は、私たちの暮らしに役立てられる大切なデータとなります。10月1日のあなたの状況を調査票に記入し、ご提出ください。



Confidence

国勢調査員が伺います。

9月下旬から、みなさんのお宅に調査票と提出用封筒を配布します。お届けするのは、総務大臣が任命し、守秘義務が課せられた国勢調査員です。



Security

個人情報の保護は万全です。

調査票に記入していただいた内容は、統計の目的以外に使用することはありません。調査票は、外部にもれないように厳重に管理し、集計が完了した後は完全に消かし、再生紙として生まれ変わります。



Convenience

調査票の提出方法が選べます。

記入していただいた調査票は、封をして国勢調査員に渡していただくか、市区町村に郵送していただくか、ご希望の方法で提出できます。



詳しくは **平成22年国勢調査** **検索**

キャンペーンサイト公開中!

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/special/index.htm>



総務省・都道府県・市区町村



国勢調査

平成22年10月1日